

I サービスの向上について

愛川ふれあいの村

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

自然体験活動の専門団体による、安全で教育効果の高い事業実施
学校利用の「ねらい」を達成するための活動メニューと活動支援の充実

(1) 自然体験活動の推進及びサービス向上のための取組等

ア 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

(ア) 年間を通じより多くの利用を図るために実施する自然体験活動事業の実施方針、内容等

(ふれあいの村の独自性を活かした魅力ある事業内容であり、その事業をサービスの向上にどのようにつなげていくのか、ふれあいの村の立地条件等を活かした自然体験活動等の具体的なプログラムや活動メニューを利用者にどのように提案していくのかを含めて、取組を記載してください。また、人員配置の工夫、委託の有無、効率的に業務を実施する工夫などがあれば記載してください。)

● 自然体験活動事業の基本方針

・「児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等を育むための活動を促進すること」という本施設の設置目的を達成するために、「自然体験」のみならず、炊事と宿泊ができるという特徴を活かした「共同生活体験」、グラウンドや体育館を活かした「スポーツ体験」を取り入れて、すべての世代を対象に魅力的な活動を用意します。

● 自然体験活動の専門団体の職員の配置 (P.51 参照)

- ・自然体験活動を専門とする職員が、学校や団体の活動支援をいつでも行えるよう、**42 年以上自然体験活動の企画運営**を事業として行っている国際自然大学校の職員を常勤職員として配置します。
- ・安全で教育効果の高い自然体験活動を実施するために、42 年培ってきた技術と知識を、本施設の自然体験活動の実施に活かします。

NOT
OUTFITTER

● すべての世代を対象にした主催事業の実施 (P.20～24 参照)

- ・自然体験活動の専門団体としての経験と、類似の青少年教育施設 12 カ所の運営をしている実績を活かし、幼児～シニアまで、すべての世代を対象にした主催事業を実施します。
- ・本施設の特徴を活かし、①青少年育成、②生涯学習、③地域連携、④指導者養成の 4 つのテーマを設けます。

① 青少年育成



② 生涯学習



③ 地域連携



④ 指導者養成



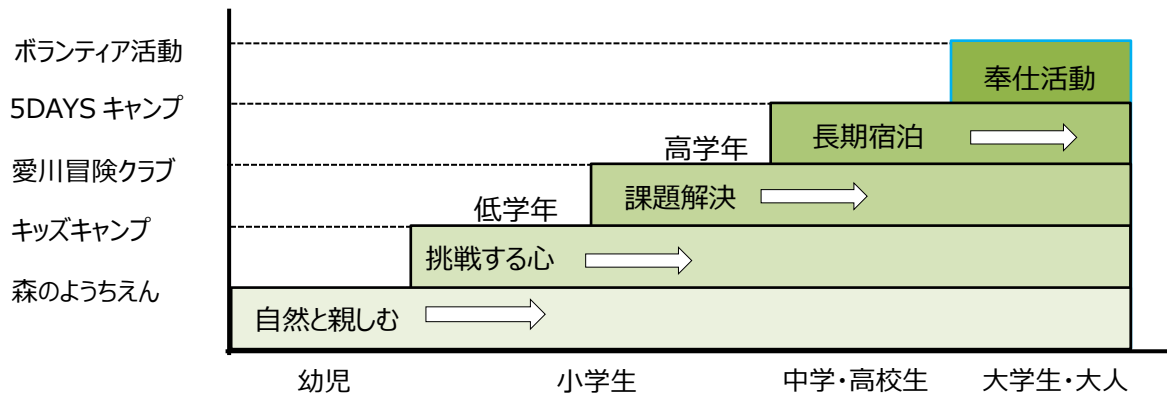
● 学校や青少年団体が活用しやすい活動メニューづくり (P.27 参照)

- ・施設を利用する学校や青少年団体が、**利用目的を達成するために、活用しやすい活動メニュー**を用意します。
- ・活動メニューの中から、ふさわしい活動を選べるように、ウェブサイトに掲載します。

● 主催事業の内容 【① 青少年育成】

▶ 発達段階に合わせたプログラム設定

- ・幼児から中学生にかけて、対象年齢の発達段階に合わせて以下のように自然体験活動の内容を設定します。
- ・自然体験活動を通して青少年の健やかな育成に寄与するため、年中から小学低学年対象の「あいかわキッズキャンプ」や、小学高学年対象の「愛川サマーキャンプ 5days」、新たに「愛川冒険クラブ」という年 6 回の継続型の事業を実施します。



年齢	野外活動のスキル
幼児	幼児期の自然体験によって、自然に親しむ下地作りや、野外活動への興味関心を高めます。また初めて会う友達との体験活動によって、コミュニケーション能力や運動能力の向上を図ります。
小学校 低学年	四季のデイキャンプを通じて少し困難な課題へ挑戦する心を養います。火おこしや刃物の扱い、基地作りなど、力を合わせる体験と個人の挑戦をテーマに、達成した喜びを体験します。
小学校 高学年 中学生	『計画を立てる』『生活を整える』といった、グループ内での合意形成や、『自分たちで考えて行動を決定する』ことを目標に行います。ある程度の失敗もグループの責任として、野外活動を自分たちで行うことに主眼を置きます。
高校生	愛川キャンプカウンセラー講習会を通じて、野外活動の魅力を参加者に伝える技術を学びます。レクリエーションや火おこしなど「楽しい野外活動」を実践します。
大学生	大学生以上の大人は、野外活動の指導者としての理念や運営方法などを指導します。



あいかわキッズキャンプ（1泊2日 定員 30名）		
対象者	年中～小2	野外炊事や自然散策など、施設と施設周辺の魅力を生かした、初めてでも安心して参加できるキャンプを実施します。
参加費	10,000 円	
時期	夏、冬、春	
回数	2 回	



NEW 愛川冒険クラブ (日帰り 4 回、1 泊 2 日 2 回 定員 20 名)		
対象者	小 3～6	年間の計 6 回の子ども向けの自然体験コース。年間を通して同じ参加者と同じスタッフによる活動。最終回のテント泊に向けて、火おこしや野外炊事などの技術、生活技術を仲間とともに学び、『生きる力』を育みます。
参加費	30,000 円	
時期	年間	
回数	6 回	



NEW 愛川サマーキャンプ 5days (4 泊 5 日 定員 20 名)		
対象者	小 5～高校生	夏の長期休暇期間を使い、野外炊事やキャンプファイヤーの楽しさを感じるとともに、自分のことは自分で決める「決断力」や「責任力」を養います。異年齢とともに長期間過ごすことにより、社会性や自律心の向上を目指します。
参加費	40,000 円	
時期	夏	
回数	1 回	



生き物キャンプ (1 泊 2 日 定員 30 名)		
対象者	小 1～6	自然環境が豊かな施設であることから、季節に合った生き物の観察と調査を行う事で、命の大切さを知るとともに、自然との共生を考える「環境教育」の視点を育むために実施します。
参加費	8,500 円	
時期	秋	
回数	1 回	



▶ 多様な人との共生社会の実現に向けた事業

- ・共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の一環として、障がいのある児童とその保護者を対象とした「ユニバーサルキャンプ」と、多様な文化を理解するための「国際交流キャンプ」を新たに実施します。

NEW ユニバーサルキャンプ (日帰り 定員 20 名)		
対象者	障がいのある児童と保護者	障がいのある児童・生徒とその保護者を対象に、近隣の市町村にある厚木看護専門学校など医療や看護系の学校と連携し、その学生を招聘し、自然を感じる活動や野外炊事などを行い、共に生活する楽しさを知るために開催します。
参加費	8,500 円	
時期	冬	
回数	1 回	



NEW 国際交流キャンプ (日帰り 定員 30 名)		
対象者	小 4～6	国際交流、多文化共生に寄与するために、日本人の小学生を対象に、地域の愛川国際交流クラブなどと連携し、外国人スタッフを招き、ともに活動します。さまざまな国の料理や遊びを通して、多様な文化を理解します。
参加費	5,000 円	
時期	冬	
回数	1 回	



● 主催事業の内容 【② 生涯学習】

▶ 子育て支援のための親子向け事業

・子育て支援のために、親子が自然の中で触れ合える機会をつくれます。

あいかわ森のようちえん （日帰り 定員 20 名）		
対象者	3 歳～6 歳	自然の中で子どもたちの「自然の不思議さに感動する心＝センス・オブ・ワンダー」を育むために実施します。また、子どもが活動している間に愛川町子育て支援センターと連携した、保護者同士の関係作り等ができるようにします。
参加費	1,200 円	
時期	通年	
回数	3 回	



親子防災キャンプ （1泊2日 定員 30 名）		
対象者	家族	災害に対する心構えや避難方法、備蓄などについて親子で体験し考えることで、日常生活からの「備える心」を養うために開催します。
参加費	9,500 円	
時期	秋	
回数	1 回	



親子クッキング （日帰り 定員 40 名）		
対象者	小学生と保護者	ドラム缶やダッチオーブン、竹、巨大鍋等を使い、旬の食材や地元の食材を使い、「食育事業」として食事の大切さや意義を知り考えるために、クッキング事業を行います。
参加費	3,500 円	
時期	春・秋・冬	
回数	3 回	



▶ 大人が楽しめる事業

・子どもだけでなく、大人が楽しめる事業を新たに実施します。

NEW 大人の初心者トレッキング （1泊2日 定員 20 名）		
対象者	40 歳以上	トレッキング初心者の方が、安心して山に登るために、パッキングや歩き方、休憩の取り方などといった基本的な事を時間をかけて丁寧にレクチャーします。1 日目にパッキングや準備を行い、2 日目に高取山の登山をします。
参加費	5,000 円	
時期	秋	
回数	1 回	



NEW 大人のコーヒー焙煎とチョコレートづくり （日帰り 定員 30 名）		
対象者	18 歳以上	手軽に使える器具で珈琲とカカオ豆を生豆から手焙煎します。自分で豆から作ったチョコレートと、炒りたて、挽きたて、淹れたてのコーヒーを楽しむ「ぜいたくな時間」をテーマに活動します。
参加費	2,000 円 / 4,000 円	
時期	初夏、冬	
回数	1 回ずつ	



● 主催事業の内容【③ 地域連携】

・地域団体や地元住民同士の交流を生み出す事業や、地域事業者と一緒に実施する地域連携事業を行います。

紅葉まつり（日帰り 定員 800 名）		
対象者	誰でも	多くの人に愛川ふれあいの村を身近に感じてもらうために実施します。また村の利用者や近隣の方々、 地元団体の協力 を得て、秋の自然（紅葉）を楽しみつつ、飲食や体験ブース、ステージ発表など1日楽しめる事業とします。
参加費	実費	
時期	秋	
回数	1 回	



NEW 青少年スポーツ大会（1泊2日 定員 8～12 チーム）		
対象者	青少年チーム	サッカーやミニバスケットボールを通して、 チーム内の結束力や競争意識を高める ために、8～12 チームで大会を開催します。スポーツだけでなく、野外炊事やキャンプファイヤーなどを通して 他チームとの交流 も行います。
参加費	8,500 円	
時期	冬、春	
回数	2 回	



NEW ディスクゴルフ大会（日帰り 定員 80 人）		
対象者	大人	日本ディスクゴルフ協会のコースと本施設のオリジナルコースを活用して、大会を開催します。ディスクゴルフの楽しさを伝え、参加者同士の交流も促すことで利用促進につなげます。
参加費	2,000 円	
時期	春	
回数	1 回	



NEW カヌー体験教室（日帰り 定員 30 人）		
対象者	親子	宮ヶ瀬ダム貯水量や発電量などの「生活との関係性」を知るために、また、同時にカヌーの楽しさを体感するために、 清川アウトドアスポーツクラブ と連携し、カヌー体験教室を展開します。
参加費	5,000 円	
時期	春	
回数	1 回	



NEW 水とともにだちキャンプ（1泊2日 定員 30 名）		
対象者	小学生と保護者	宮ヶ瀬湖～宮ヶ瀬ダム～中津川～相模川～相模湾という水の流れを、 実生活との水のつながりと比較しながら、実際に見て・感じ 、自然環境に対して「自分に何ができるのか」を考えるために、「水教育」として実施します。
参加費	8,500 円	
時期	秋	
回数	1 回	



ファミリーコミュニケーション事業（日帰り 定員 20 名）		
対象者	誰でも	いじめや暴力行為等の未然防止を目的として、家族内のコミュニケーションを促すために、 気軽に参加できる短時間の「自然観察会」 や「焚き火」、「自然物工作」などを実施します。
参加費	100～500 円	
時期	通年	
回数	9 回	



● 主催事業の内容 【④ 指導者養成】

- ・県内青少年の健全育成に寄与するために、教職員をはじめ青少年を育成したいと考える方々を対象に自然体験活動や人間関係作りなどの技法の講習事業を行います。
- ・「野外活動講習会」等、本施設職員及び神奈川県学校野外活動研究会等の外部講師からノウハウを伝えることで、青少年や学校利用の活性化や質の向上に貢献します。

野外活動講習会（日帰り 2 日間 定員各日 20 名）		
対象者	教員、指導者	学校の宿泊体験学習や、子どもを対象とした野外活動を安全に引率するために、指導者にとって役立つ野外炊事やキャンプファイヤー、レクリエーション指導等、野外活動の基礎知識と技術を学びます。 神奈川県学校野外活動研究会 との共催で実施します。
参加費	3,500 円	
時期	春	
回数	1 回	



NEW 愛川キャンプカウンセラー講習会（日帰り 定員 20 名）		
対象者	高校生	野外活動の魅力伝える人を育てる講習会。 野外活動に必要なスキルに加え、年代に応じて参加者との関係性作りやチームビルディング、レクリエーションといったスキルの研修を行います。
参加費	1,000 円	
時期	初夏、秋、冬	
回数	3 回	



NEW 初級バーベキューインストラクター講習会（日帰り 定員 20 名）		
対象者	18 歳以上	日本バーベキュー協会 の初級講習会を開催します。安全で美味しい「スマートバーベキュー」の技術が習得でき、参加者のアウトドア・ライフスタイルを豊かにします。
参加費	17,000 円	
時期	冬	
回数	1 回	



NEW ブッシュクラフト講習会（日帰り 定員 20 名）		
対象者	18 歳以上	日本ブッシュクラフト協会 の講習会を開催します。火起こしやロープワークなど、防災にも役立つ本格的なアウトドアスキルが学べます。ボーイスカウト等の野外活動団体の指導者に最適な講習会です。
参加費	20,000 円	
時期	秋	
回数	1 回	



(イ) 学校教育における自然体験活動事業の推進に向けた考え方及び支援の方策

(学校が教育活動としてふれあいの村を利用する場合の受け入れの考え方、その際の児童・生徒や教職員にどのような支援を提案していくのか、特にコロナ禍による活動休止を踏まえた教職員への研修等の実施など、具体的に記載してください。また、いじめ・不登校等の教育課題に対応した自然体験活動事業について、具体的な取り組みを含めて、考え方を記載してください。なお、足柄ふれあいの村においては、県の不登校対策の一環として、不登校対策自然体験活動事業をどのように実施していくのか、具体的な取組と、本事業に対する考え方を記載してください。)

● 学校の教育活動の「ねらい」の達成を支援

▶ 担当職員の配置

- ・各学校を担当する職員を配置し、事前の活動相談から指導の助言・支援にあたります。
- ・問い合わせの窓口を一本化し、各学校との相談等を円滑に行い、各学校の活動の「ねらい」を重視し、円滑かつ効果的に達成できるようにサポートをします。

▶ 教職員の負担を減らす支援

- ・下見からプログラムの計画、利用調整、当日の実施に至るまで、学校担当者と担当職員が綿密に打ち合わせを行い、活動をサポートすることで、「ねらい」や実施時期に合わせたオーダーメイドプログラムを提供します。

▶ 学習指導要領に沿った活動の開発

- ・新学習指導要領の重点的な取り組みとして取り上げられている「主体的・対話的で深い学び」への対応など、学習指導要領の理解と、対応するアクティビティの改良と新規開発を行います。

▶ 安全管理の情報提供

- ・開所式において安全管理に関する情報を必ず伝達します。
- ・また、悪天候が予想される場合は近隣の気象情報を提供します。
- ・自分の身を自分で守ることの重要性を伝えるほか、手洗いなどの衛生面、宿泊室の施設等の防犯面、熱中症、スズメバチと生息情報など、季節の安全情報などを説明し、円滑な活動支援を行います。



● コロナ禍による活動休止を踏まえた教職員への支援

▶ 学校、教育委員会への営業活動の実施

- ・野外活動を休止している学校等に対し、体験活動の復活を働きかけるために、**学校および各市町村教育委員会へ営業活動**をします。
- ・過去の実績や経験が途絶えてしまっている場合には、本施設を利用する**モデルプランを提示**することで、計画立案の支援も行います。

▶ 訪問研修の実施と、研修事業の実施

- ・自然体験活動の技術が無いために校外学習が取りやめになってしまっている学校には、**本施設での研修実施や、本施設職員が学校を訪問して研修を実施**することを提案します。
- ・教職員や青少年団体指導者を対象とした主催事業として「野外活動講習会」を継続して実施します。



● いじめ、不登校等の教育課題に対応した自然体験活動事業への考え方

- ・相談指導教室・適応指導教室、児童相談所の利用について、プログラム相談・支援を強化し、子ども達の自然体験活動の充実を図ります。
- ・指導者不足により選べるアクティビティが限られることがありますが、本施設のスタッフや外部講師、ボランティアを活用して、様々な活動ができるよう調整します。



● 新しい自然体験活動の場の整備

- ・仲間づくりに役立つアクティビティとして、学校の学級づくりや企業研修で多く取り入れられている「アドベンチャーツアー」に**利用する設備を新設**します。
- ・国際自然大学校は、グループで様々な課題に挑戦する教育プログラム「アドベンチャーツアー」を 1995 年から全国で実施している実績を有しています。



● 施設外の近隣の体験学習場所の紹介

- ・校外学習の多様な「ねらい」の達成に対応するために、本施設を拠点にして活用できる施設外の体験学習場所を積極的に紹介します。
- ・すでに連携している「**愛川町繊維会館レインボープラザ**」のほか、林業体験ができる「**かながわトラストみどり財団**」や「**愛川町森林組合**」、治水と発電について学べる「**宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館**」、カヌーや SUP（スタンドアップパドルボード）体験ができる「**きよかわアウトドアスポーツクラブ**」、酪農を学ぶ「**服部牧場**」など、地域の団体を中心に、活用事例とともにウェブサイトに掲載します。
- ・地域振興のためにも、各団体、施設と日頃から連絡を取れる関係づくりをし、お互いに送客することで、相互に利点があるようにします。



● アクティビティのマニュアルの作成と配布

- ・各アクティビティの手順、活動時間の目安、**学校教員がすべきこと**と、参加者がすべきことなどを記載したマニュアルを作成します。
- ・アクティビティを選ぶ際や、**初めて担当する教員も事前確認できるように**、ウェブサイトに掲載し、誰でも閲覧できるようにします。



● 教育効果を高める講習の導入

- ・特定のアクティビティでは、**職員や地域の外部講師等による講習を実施**できるようにします。
- ・例えば、「焼き板」を実施する際に、林業の歴史や課題についての講習をしたり、新設する「鹿革クラフト」については、獣害の現状と対応策の講習をしたり、各アクティビティに関連する社会的な意義を伝えられるようにします。
- ・アクティビティを実施して非日常の体験が「楽しかった」だけでなく、アクティビティを通して日常生活にも影響を与えるきっかけづくりとなることを目指します。



● あらゆる「ねらい」に対応するアクティビティの用意

- ・アクティビティの内容（自然体験活動のメニュー）は、教員が校外学習の「ねらい」を達成しやすくするために、教員からの要望をアンケートで定期的に確認します。
- ・いじめや不登校の予防効果につながる、クラスの人間関係づくりに役立つ「アドベンチャーツアー」を新設します。
- ・環境教育の講習付きの「鹿革キーホルダー」、「鹿角ストラップ」、「ビオトープ観察」、「草木染め」を新設します。
- ・幼稚園や保育園、小学校低学年の日帰り活動を促進するために、気軽に体験できる「流しそうめん」、「つぼ焼き芋」、「せんべい焼き」を新設します。

テーマ	内容
火	キャンプファイヤー / キャンドルファイヤー / 火おこし体験（紐切り式） / メタルマッチ体験 / 焼きマシュマロ / NEW 流しそうめん / NEW つぼ焼き芋 / NEW せんべい焼き
自然	自然観察スライドショー / ネイチャーレクリエーション / NEW ビオトープ観察
工作	焼き板 / 木のスプーン / 木のフォーク / 万華鏡 / バードコール / 木の名札 / 木のロボット / 七宝焼き / NEW 鹿革キーホルダー / NEW 鹿角ストラップ / NEW 草木染め
野外炊事	カートンドックとオニオンスープ / 手作りうどん / カレーライス / 豚汁セット / ミックスピザ / クリームシチューとバターライス / 巨大鍋料理 / バーベキュー / オリジナル野外炊事
その他	ディスクゴルフ / ウォークラリー / オリエンテーリング / 登山 / NEW アドベンチャーツアー

アドベンチャーツアー

グループで協力しながら課題を解決し、グループの点数を競ったり、グループ内で目標をつくり達成を目指します。様々な課題を解決していくことで、仲間との協力や自己との対峙、葛藤、成功体験、達成感などを体感します。**チームワーク、コミュニケーション能力、信頼感、自己理解などの大切さを、自らの「気づき」として学習することが可能です。新設のアドベンチャーツアーの設備を活用します。**



鹿革キーホルダー、鹿角ストラップ

鹿革キーホルダーや、鹿角ストラップを工作します。**自然環境と害獣駆除について考えるきっかけに繋がります。材料は、地域で駆除された材を使います。**



ビオトープ観察

施設内に新設するビオトープを活用して、**地域の植生や生き物の分布について学びます。職員もしくは地域の指導者による講習付きのアクティビティです。**



草木染め

草木を煮立たせて作った染液で染めたり、木槌でたたいて染めたりします。旗や手ぬぐい、軍手などを、施設内の草木を活用して染めます。**文化に触れる講習付きです。**



流しそうめん

竹の筒を使った流しそうめんです。希望によって竹で箸づくりや、猪口づくりの工作も一緒に実施することができます。



つぼ焼き芋

つぼを使って炭火で焼き芋をつくる体験です。一本ずつ串に刺してつるす工程は、幼児でも自分で挑戦することができます。**気軽にできるおやつづくり体験です。**



せんべい焼き

炭火の火おこしをして、せんべいを焼く体験です。自分の好みの焼き加減と、好みの味付けを見つける楽しさがあります。**気軽にできるおやつづくり体験です。**



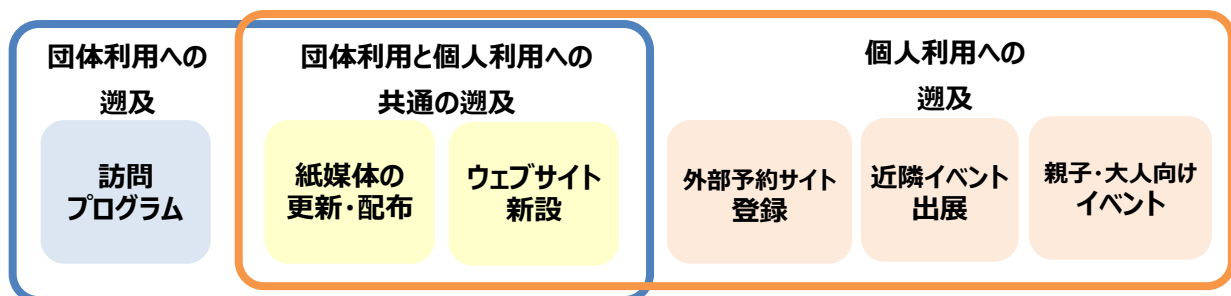
イ サービス向上や利用促進のための取組及び利用料金

(ア) 年間を通じより多くの利用を図るために行う広報・P R 活動の内容等

(より多くの利用を図るためにどのように広報・P Rを行うのか、具体的に記載してください。)

● 様々な媒体を利用した広報活動

- ・施設の情報発信や広報としては、団体向けと個人向けの二つの視点から行います。
- ・団体利用の促進として紙媒体の広報、訪問プログラムの実施、ウェブサイトの新設を行います。
- ・家族などの個人利用の促進をするために、イベント出展や、親子・大人向け事業を実施します。
- ・親子・大人向けのイベントについては、(P.22～24 参照)を参照してください。



● 紙媒体を使った広報活動

▶ 広報媒体への掲載

- ・「**県**のたより」や「**広報あいかわ**」などの広報紙や、「タウンニュース」などの地域のタウン誌に記事掲載を行い、施設の周知とイベントの募集を行います。

▶ 対象に合わせてチラシを配布

- ・利用対象に合わせて、チラシを数種類作り、施設を活用したモデルプラン等を載せて、利用促進につなげます。
- ・成年層の利用増加のため、大学に対しチラシの配架・配布を依頼します。
- ・企業に向けては、研修案内のチラシをつくり、企業に紹介します。



● 訪問プログラムと近隣イベント出展による施設認知度向上

▶ 幼稚園や保育園、小中学校、青少年団体への訪問プログラム

- ・ウェブサイトや紙媒体により興味を持った団体に対しての、もう一押しするための営業活動として、訪問プログラムを実施します。
- ・施設の認知度向上と、施設利用につながるように、施設を利用していない学校また青少年団体に、営業活動に赴き、レクリエーション、工作、野外炊事などの施設内で実施できるアクティビティ（自然体験活動のメニュー）の紹介をします。
- ・特に、アドベンチャーツアーなどのアクティビティはイメージがしにくいので、実際に体験してその効果を感じてもらえるよう積極的に訪問プログラムの提案をしていきます。



▶ 近隣イベントへの出展

- ・ウェブサイトや紙媒体の広報活動に触れる機会の少ない方に向けても本施設の取組と、活用方法を伝えていくために、県内および近隣で行われている「**にぎわいマルシェ**」などのイベントに出展します。
- ・施設内で実施できるアクティビティの簡易版を実施し、イメージを持ってもらうとともに、職員の雰囲気を知ってもらい、親近感を持ってもらえるようにします。



● 必要な情報を、よりの確に伝達するウェブサイトへ

▶ 対象や目的に合わせた活用方法の掲載

- ・ウェブサイトを新たに作り直し、より利用者にとって分かりやすく、**欲しい情報にたどり着きやすく**します。



施設内でできるアクティビティや、貸出備品の掲載

施設の様子が分かる写真を定期的に変更しながら掲載

施設の空き状況を確認できるカレンダーを掲載

新しい情報がすぐにわかる「お知らせ」を掲載

▶ SNS の活用

- ・インターネット上で効果的に広報活動を行っていくために、Instagramやフェイスブックなどの SNS を活用します。
- ・短い文章と写真を中心に伝え、新規利用者の拡大につなげていきます。
- ・利用者の写真の掲載は、必ず事前に許可を取って掲載するようにします。

▶ ウェブサイトや SNS を活用した学習支援

- ・利用の前に**自然の様子や注意箇所等の情報を確認してもらえる**ように、ウェブサイトや SNS を活用し、日々の活動の様子や、動植物の変化など、タイムリーな情報を発信していきます。



● 外部予約サイトの活用

- ・より広範囲の人への広報策として、インターネット上のキャンプ場やバーベキュー場の予約サイト「なっぷ」などを活用します。
- ・おすすめ機能や位置情報による提案機能が付いているので、**施設を知らなかった人にも広報活動が可能**になります。



● 利用者増加につながる施設を愛する「ファン」づくり

▶ 地域住民に愛される施設づくり

- ・施設の存在価値を高めていくためには、地域住民が何度も利用してくれるような、愛される施設にしていく必要があります。

▶ 施設の「イベント」でファンづくり

- ・本施設で行う大規模なイベント「紅葉まつり」は、普段利用している利用者や、地域の協力者、地域団体と協力して実施し、本施設職員と一緒に協力して実施します。
- ・一つの事業を協力してつくりあげることで、単なる施設利用者の立場から、施設の協力者として主体的に関わることになり、それが施設への愛着につながります。



(イ) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

(利用者の意見・苦情等をどのように把握するのか、その内容等を事業へどのように反映させていくのか、また、トラブル発生時の責任者をあらかじめ決めておくなどの適切な利用者対応について、具体的な取組や対処方針を記載してください。)

● 利用者と顔の見える関係づくり

- ・日頃から利用者とコミュニケーションをとり、気軽に意見、要望を言っていただける関係づくりに努めます。
- ・退所時などを利用し、利用者の生の声を聞くように心がけています。
- ・アンケートに表れてこない利用者の生の声に、全スタッフが耳を傾ける姿勢を持つよう徹底します。



● 利用者が伝えにくい意見はアンケートで把握

- ・アンケートは、入村受付時に利用団体、家族・グループの代表者へ配布し、退村時に窓口へ提出、または、退村後郵送か FAX で提出してもらいます。
- ・選択式のアンケートについては、「普通」や「どちらでもない」という中間の項目が有ると評価ができないので、中間項目は設けず、良かったか悪かったか、必ずどちらかを把握できる選択肢にします。

● 不満点や苦情は、退所前に直接確認

- ・アンケート回収時には、その場で目を通し、不満点が無いか確認します。
- ・もしも、アンケートに不満点が書き込まれていた場合は、できるだけ退所前に、書き込まれた内容と理由について詳しく確認するために、直接お話しするようにします。
- ・利用者からの苦情、トラブル、不満は、対応した職員が対応状況を記録し、迅速に所長もしくは副所長に情報を伝達できるようにします。
- ・対応方法については、状況を正確に確認した上で、所長が判断をします。
- ・神奈川県と協議が必要な問題については、所長を介して、報告を行い、協議の上で適切に対応します。



● 把握した意見の運営への反映

① 意見の集約・共有化

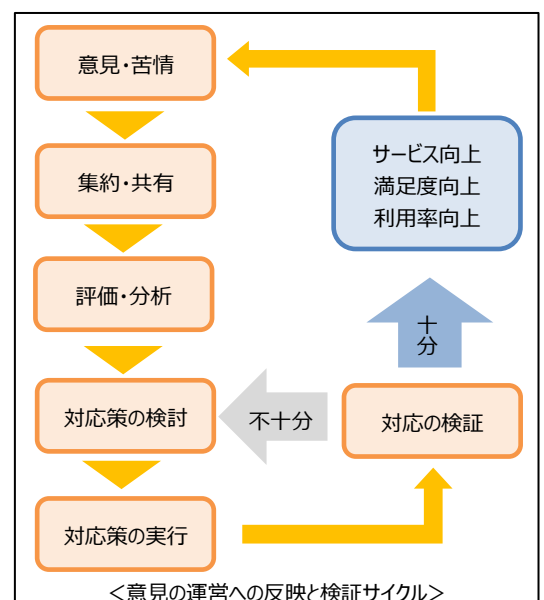
- ・日頃の利用者との会話やアンケートから把握した意見は、朝礼や職員会議で職員に共有します。

② 意見の評価

- ・把握した意見は、緊急性、重要性、実現性等について評価、分析し、優先順位をつけ、対応策を計画します。

③ 対応策の実行と検証

- ・対応策は、迅速に実行し、一定期間後に意見に的確に応えられたか、検証します。
- ・もしも不十分な場合は、再度職員で対応策を練り直します。



ウ

手話言語条例への対応

(施設の特性に応じ、手話に対応できる体制の整備方針、職員に対する手話研修の実施計画について具体的に記載してください。)

● 手話を通して、ともに生きる社会をめざして

- ・神奈川県を目指す「ろう者とろう者以外の者がお互いにその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会」を実現するために、施設の管理運営・サービス提供を行います。
- ・手話言語条例に基づき、手話に対する県民の理解を深め、これを普及していくため、地域の社会福祉団体や手話サークルなどとの連携を強化します。

● 手話研修の実施

- ・施設職員全員が手話に対する知識を深め、施設職員全員が手話を習得することを目指し、社会福祉協議会に協力をお願いし、手話研修を実施します。



● 筆談対応の準備

- ・筆談対応を必要とする方が一目でわかるよう受付に「耳マーク」と「筆談マーク」を表記した案内表示を設置します。
- ・筆談器具を設置し、職員が筆談対応を行います。



<案内表示>

■ 筆談のポイント

- ① 読みやすい文字で、文書は短く区切る
- ② 5 W 1 H など内容のポイントをはっきり伝える
- ③ 比喩や曖昧な文字は避け、具体的で明確な表現をする
- ④ ひらがなだけの文書ではなく、漢字も用いる
- ⑤ 二重否定は避ける

Ⅰ

施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容及び料金等

(ふれあいの村の設置目的と合致し、サービスの向上や施設の魅力向上につながる自主事業の提案を記載してください。
なお自主事業で料金を徴収する場合は、料金設定の考え方についても記載してください。)

・自主事業の内容と、収支計画については下記書類にまとめております。

(1) 申請書類 Ⅰ必要に応じて添付する書類 (ア) 法人等の自主事業として行う業務がある場合

オ 利用料金等の設定、減免の考え方

(施設等の利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることができます。各年度の想定収支・積算内訳、過去3年間の収支決算状況、利用料金収入実績等(参考資料6～8)を参考にして、利用料金・減免基準設定の考え方と内容を記載してください。なお、令和8年4月1日から利用料金の上限額等が改正されることに留意してください。)

● 利用料金制に関する理解

- ・利用料金制は、指定管理者の自主的な経営努力を期待するとともに、神奈川県教育委員会や指定管理者の会計事務の効率化を図るため、指定管理者が収受した利用料金を指定管理者の収入とする制度です。
- ・指定管理者のサービスの向上により利用料金収入(利用者数)が増大する一方、利用料金収入の悪化は、安定的な経営が行えない事に直結し、利用者ならびに神奈川県にとり多大なる悪影響を与える事を認識しています。

● 利用料金の改定及び免除・減免について

- ・神奈川県教育委員会の令和8年度以降の利用料金の改定及び65歳以上の利用料金免除基準を撤廃する意向に従い、利用料金を下表の通り改定することを想定しています。
- ・免除・減免の判断が難しい場合、神奈川県教育委員会の承認が必要となるため、県との協議の上対応を決定します
- ・利用者にとっての負担を増加させる一方で、**修繕費や備品購入費等を有効的に活用し、施設利便性を向上させることで、施設利用者へ還元を図ります。**

【新旧利用料金比較表(税込)】

区分	日帰り利用				宿泊利用			
	小中学生	高校生	65歳以上	その他	小中学生	高校生	65歳以上	その他
現行金額(旧)	170円	330円	—	550円	330円	660円	—	1,100円
改定料金(新)	180円	360円	360円	610円	360円	720円	720円	1,220円
対現行UP率	106%	109%	—	111%	109%	109%	—	111%

※令和6年 愛川ふれあいの村利用者アンケート結果より、改定の影響は軽微と推測いたします。

- ・利用にあたり他に検討した施設の最多回答施設：足柄ふれあいの村は、同額改定予定(参考：横浜 YMCA 日帰り利用料 一般 1,120 円)

- ・利用者において、利用料金は、「安い」認識

【利用にあたり他に検討した施設】

施設名	件数
足柄ふれあいの村	24件
三浦YMCA	4件
ネイチャーファクトリー東京町田	3件
七沢自然ふれあいセンター	2件
他(各1件)	19件

【当施設をお選びいただいた決め手(複数回答)】

区分	回答数	割合
目的に適している	293	25.0%
経費が安い	271	23.1%
距離的に良い	270	23.0%
自然環境がよい	261	22.2%
プログラムが充実	56	4.8%
その他	17	1.4%
無回答	6	0.5%
	1,174	100.0%

● 利用者数・利用料金の想定について

- ・利用者数・利用料金については、新型コロナウイルス感染症の影響期間を除いた過去3年間（平成30年、令和元年、令和5年）、及び令和6年の利用者数等を参考に目標値として想定しています。
- ・これまで利用者数の拡大を重要な課題と捉え、適切な取組により利用数の拡大を目指していますが、人口減少や教員の働き方改革の進展といった外部環境要因により、「宿泊」から「日帰り」へのプログラム変更が避けられない影響を及ぼしています。
- ・このような状況を加味し、次期指定期間では、**有効的な各事業の企画・広報等を行うことで利用者及び利用料金の増加を図ります。**

【利用料金想定（税込）について】

区分		単価	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
			延人数	延人数	延人数	延人数	延人数	金額
日 帰 り	小学生及び中学生	180円	3,200人	3,300人	3,600人	3,900人	4,000人	720,000
	高校生	360円	1,000人	1,020人	1,050人	1,080人	1,110人	399,600
	65歳以上の者	360円	1,000人	1,100人	1,150人	1,200人	1,250人	450,000
	その他の者（未就学児を除く）	610円	3,520人	3,650人	3,850人	3,950人	4,100人	2,501,000
宿 泊	小学生及び中学生	360円	30,000人	30,700人	31,200人	31,400人	31,600人	11,376,000
	高校生	720円	2,000人	2,100人	2,150人	2,200人	2,200人	1,584,000
	65歳以上の者	720円	350人	400人	440人	480人	520人	374,400
	その他の者（未就学児を除く）	1,220円	10,500人	10,550人	10,700人	11,000人	11,000人	13,420,000
合 計			51,570人	52,820人	54,140人	55,210人	55,780人	30,825,000

● 施設の利用料金

施設使用料（税込）

①利用料金		宿泊利用（1人1泊につき）	日帰り利用（1人1回）
	65歳以上	1,220円	610円
	大人	720円	360円
	高校生	720円	360円
	小・中学生	360円	180円
	障がい児者	免除	免除
	未就学児	無料	無料
	②寝具使用料	当日の宿泊人数 × 泊数 × 70円	
	③付帯設備料	当日の宿泊人数 × 泊数 × 100円	
	④シーツ洗濯代	当日の宿泊人数 × 300円	

食事料金（税込）

区 分	大人(中学生以上)	小学生	3歳～未就学児 (2歳以下無料)
朝 食	800円	700円	550円
昼 食	800円	700円	550円
夕 食	1,000円	900円	670円

※仕入れ原価等の高騰があった場合、指定管理期間内であっても料金を改定する可能性があります。

カ 食堂運営について

(※追加記載項目)

● 食堂運営の委託予定会社と実績

- ・本施設の食堂運営は、委託予定会社は TSK サービス株式会社を予定しています。
- ・静岡県に本社を置く企業で、関東、中部、関西、信州圏と広範囲で事業を展開しています。
- ・本施設と類似する施設の運営実績も複数あり、食中毒事故や行政指導は一度も受けていません。

・本施設の食堂運営委託予定会社は、関東圏、中部圏、関西圏を中心に計 14 箇所です。食事提供をはじめとする事業を展開しています。

No.	カテゴリー	施設名	No.	カテゴリー	施設名
1	教育施設食堂	神奈川県立愛川ふれあいの村	8	トラックドライバー休養施設	浜松トラックステーション
2	教育施設食堂	埼玉県立名栗げんきプラザ	9	トラックドライバー休養施設	名古屋トラックステーション
3	教育施設食堂	厚木市七沢自然ふれあいセンター	10	トラックドライバー休養施設	亀山トラックステーション
4	教育施設食堂	東栄グリーンハウス	11	レストラン	エコパアリーナ内レストラン
5	教育施設食堂	四日市市少年自然の家	12	レストラン	兵庫県立先端科学技術支援センター内レストラン
6	教育施設食堂	兵庫県立奥猪名健康の郷	13	学生食堂	常葉大学浜松キャンパス学生寮食堂
7	教育施設食堂	板橋区立八ヶ岳荘	14	P P P 事業	森林体験交流センター「スターフォーレスト御園」

● バックアップ体制について

- ・食堂の安定的な運営のために、人員の確保を目的としたバックアップ体制は必要不可欠です。
- ・事前に支援現場・応援者一覧を作成し、従業員の欠員時は、本部からの応援体制にて対応するとともに、近隣の他事業所より調理経験者もしくは同等の能力を持つと考えられる人員を派遣する体制づくりに取り組みます。

● 利用者サービスの向上に向けた食事提供の基本方針

- ・本施設は小、中学校の集団宿泊活動、自然体験活動、野外活動、スポーツ活動など生涯学習活動のための教育施設のため、一般宿泊施設とは違った細やかな配慮が求められます。
- ・当グループの食事提供に関する基本方針を以下のように考えています。

【本施設に求められる食事コンセプト】

おいしく＋楽しく＋安心・安全



・上記のコンセプトを実現するために、以下の7つの基本方針に則り食堂運営を行います。

7つの基本方針	内容
①栄養バランスの取れた食事提供	栄養バランスの取れた食事の提供はとても重要であると考えます。ビュッフェスタイルで食べられる分量を自分で判断し、栄養バランスを考えることで食育にもつながります。
②提供時間の厳守	利用者のタイムスケジュールを事前に把握し、各々の提供時間に支障を来さないよう事前に決められた提供時間を厳守し、速やかに食事を提供します。また、利用者の要望があれば、時間外対応にも柔軟に対応します。
③安全・安心の約束	安心安全を担保した食材を厳選し、使用食材の産地等の情報公開にも取り組んで参ります。また、HACCPに基づく大量調理管理をし、食中毒事故等を未然に防ぎます。とりわけ新型コロナウイルスには十分な対策を講じ利用者の感染防止に努めます。
④特別食の柔軟な対応	食物アレルギー（8品目+20品目）を持つ利用者への柔軟な個別対応を行います。また、ハラール食等宗教における食事制限へもできる限り対応し、多様な価値観を受け入れます。
⑤グループ内での調和	代表企業、構成企業と足並みを揃えた食堂運営ができて初めて本施設の基本理念が実現できるものと考えています。
⑥利用者への接客サービス	本施設は社会教育施設ですが、「食堂運営はサービス業」という側面を忘れず利用者への対応を心がけます。また、施設に見合った接客マニュアルの作成にも取り組みます。
⑦webを活用した情報提供	食事の原材料やアレルギー情報をwebで公開します。さらに食事の仕方や野外炊事の受渡、アレルギーの対応方法など今まで文書や口頭でのみ説明していたものを動画にしてYoutubeで公開しいつでも閲覧できるようにします。

● 食育の推進について

・本施設食堂スタッフの中には、**食育指導士（2名）、和漢薬膳師（1名）の資格を持った者がおり**、年に数回程度利用団体に対して、

- ① 食べることの大切さ、
- ② バランスよく食べる、残さず食べることの意義、
- ③ 食と環境の関わり 等々の指導を行なっています。

・食堂業者が運営する他事業所においては、地場産品を使用した食育イベントを積極的に実施しており、今後本施設においても可能な限り取り組んでいきたいと考えています。

【他事業所における取り組み実績】

- ①食育指導士による食育イベントの実施。
- ②栄養士による施設利用者への栄養指導の実施。
- ③全国にある事業所での地元の食材を積極的に使用した食事の提供。
- ④③を通じた地域社会への貢献。



【静岡県内施設にて地場産茶葉使用の体験型チュロスづくりの実施実績】

● 宗教食・ヴィーガン等、食の多様性に配慮します

- ・すべての方に安心してお食事を楽しんでいただけるよう、**宗教的な戒律に基づく食事（ハラール・ベジタリアン等）や、ヴィーガン食など、個々の食の背景に配慮したメニュー提供に取り組んでいます。**
- ・アレルギー対応食と同様に、書面を用いることで間違いのない対応をさせていただきます。

● 食事の提供方法

- ・食堂での食事はビュッフェスタイルで提供します。食事が偏向になりがちな昨今で、バランスの取れた食事の提供は教育施設である本施設にとってとても重要な要素であると考えます。
- ・メニュー構成を考える際には 3 つのカテゴリー（ちからのもと、体をつくるもと、体の調子を整えるもと）を設定し、バランスよく配分し、各カテゴリーのメニューを毎食 2 種以上ご用意します。

	朝食	昼食	夕食	合計 (税込)
イメージ				
3 才以上	¥550	¥550	¥670	¥1,770
小学生	¥700	¥700	¥900	¥2,300
中学生以上	¥800	¥800	¥1,000	¥2,600

※仕入れ原価等の高騰があった場合、指定管理期間内であっても料金を改定する可能性があります。

● その他のメニューについて

区分	内容	メニュー	価格
野外炊事	利用者がキャンプ場で自ら火をおこし、共同してカレー作りやピザ作り等を行う野外炊事体験によって、食育・自然の中での調理方法を体験することができます	カートンドッグ	¥300
		手作りうどん	¥490
		ポークカレー	¥660
		豚汁とご飯	¥550
		クリームシチュー	¥740
		ミックスピザ	¥750
巨大鍋	直径 150 cm の巨大鍋で迫力満点の料理を作れます。	巨大パエリア	¥680
		巨大焼きそば	¥600
バーベキュー	野外炊事のように調理をせず、加熱して食べるだけの簡単なプログラムとしてバーベキューのメニューもご用意します。食材は食堂でカットして提供します。	バーベキューセット	¥1,400
		カルビセット	¥2,100
オリジナル野外炊事食材	上記以外で野外炊事を行いたい利用者については、個別に食材を用意します。野外炊事のバリエーションを増やし利用者の満足度の向上につなげております。	-	-

I サービスの向上について

愛川ふれあいの村

4 事故防止等安全管理

本施設の『危機管理マニュアル』に則り、事故防止・緊急時対応を行います。
急病人対応については、A E DやM F Aを活用し安全・安心の強化を図ります。

(1) 日常の安全管理及び緊急時の対応

ア 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

(事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施、有資格者の配置等、利用者の事故防止へ向けた取組について具体的に記載してください。)

● 危機管理についての2つの観点

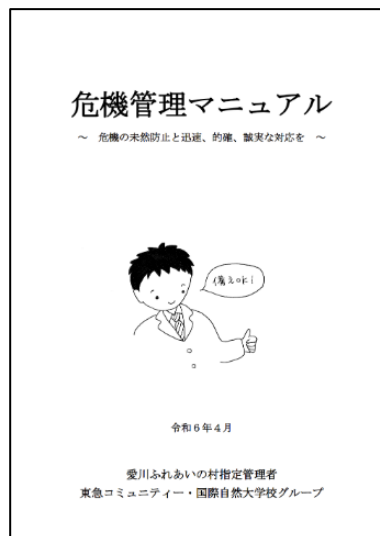
- ・本施設は自然に囲まれているため、大雨や地震などの影響を受けやすいことが特徴です。これらの災害から施設と利用者を守るための策が必要です。
- ・当グループは、まず事故を起こさないための「事故防止」と万が一事故や緊急事態が起こってしまった際の「緊急時対応」の2つの観点から本施設の危機管理に取り組みます。

危機管理の2つの観点における具体的取り組み

事故防止	・活動前の注意喚起 ・防犯対策 ・新型コロナウイルス感染防止策
緊急時対応	・職員に対する救命研修 ・災害への備えなど防災対策 ・自衛消防隊の組成や避難経路の掲示 ・発熱者や食中毒者が出たときの対応

● 危機管理マニュアルに則った事故防止・緊急時対応

- ・本施設には様々な事態に関して事故防止、緊急時対応について記載された『危機管理マニュアル』を整備しています。
- ・当該マニュアルを、本施設の安全管理の指針とし、様々な状況に合わせた対応が可能な体制を構築しています。
- ・危機管理マニュアルについては、過去の自然災害、利用者活動中の事故等のケーススタディを随時反映し、適宜更新して運用します。
- ・また、定期的に見直し、更新を行うことで常に施設の現状に合わせたマニュアルであり続けるようにしています。



目次	
1 施設管理基本マニュアル	
(1) 危機管理の基本方針	(7) 非常事態発生時の対応
(2) 危機管理の基本的考え方	(8) 防災対策
(3) 危機管理の具体的な取組	(9) 新型コロナウイルス感染防止策
(4) 危機管理の具体的な取組	(10) 災害時の対応
(5) 危機管理の具体的な取組	(11) 緊急事態発生時の対応
(6) 危機管理の具体的な取組	(12) 緊急事態発生時の対応
2 施設管理業務マニュアル	
(1) 施設管理業務の概要	(13) 施設管理業務の概要
(2) 施設管理業務の概要	(14) 施設管理業務の概要
(3) 施設管理業務の概要	(15) 施設管理業務の概要
(4) 施設管理業務の概要	(16) 施設管理業務の概要
(5) 施設管理業務の概要	(17) 施設管理業務の概要
(6) 施設管理業務の概要	(18) 施設管理業務の概要
(7) 施設管理業務の概要	(19) 施設管理業務の概要
(8) 施設管理業務の概要	(20) 施設管理業務の概要
(9) 施設管理業務の概要	(21) 施設管理業務の概要
(10) 施設管理業務の概要	(22) 施設管理業務の概要
(11) 施設管理業務の概要	(23) 施設管理業務の概要
(12) 施設管理業務の概要	(24) 施設管理業務の概要
(13) 施設管理業務の概要	(25) 施設管理業務の概要
(14) 施設管理業務の概要	(26) 施設管理業務の概要
(15) 施設管理業務の概要	(27) 施設管理業務の概要
(16) 施設管理業務の概要	(28) 施設管理業務の概要
(17) 施設管理業務の概要	(29) 施設管理業務の概要
(18) 施設管理業務の概要	(30) 施設管理業務の概要
(19) 施設管理業務の概要	(31) 施設管理業務の概要
(20) 施設管理業務の概要	(32) 施設管理業務の概要
(21) 施設管理業務の概要	(33) 施設管理業務の概要
(22) 施設管理業務の概要	(34) 施設管理業務の概要
(23) 施設管理業務の概要	(35) 施設管理業務の概要
(24) 施設管理業務の概要	(36) 施設管理業務の概要
(25) 施設管理業務の概要	(37) 施設管理業務の概要
(26) 施設管理業務の概要	(38) 施設管理業務の概要
(27) 施設管理業務の概要	(39) 施設管理業務の概要
(28) 施設管理業務の概要	(40) 施設管理業務の概要
(29) 施設管理業務の概要	(41) 施設管理業務の概要
(30) 施設管理業務の概要	(42) 施設管理業務の概要
(31) 施設管理業務の概要	(43) 施設管理業務の概要
(32) 施設管理業務の概要	(44) 施設管理業務の概要
(33) 施設管理業務の概要	(45) 施設管理業務の概要
(34) 施設管理業務の概要	(46) 施設管理業務の概要
(35) 施設管理業務の概要	(47) 施設管理業務の概要
(36) 施設管理業務の概要	(48) 施設管理業務の概要
(37) 施設管理業務の概要	(49) 施設管理業務の概要
(38) 施設管理業務の概要	(50) 施設管理業務の概要
(39) 施設管理業務の概要	(51) 施設管理業務の概要
(40) 施設管理業務の概要	(52) 施設管理業務の概要
(41) 施設管理業務の概要	(53) 施設管理業務の概要
(42) 施設管理業務の概要	(54) 施設管理業務の概要
(43) 施設管理業務の概要	(55) 施設管理業務の概要
(44) 施設管理業務の概要	(56) 施設管理業務の概要
(45) 施設管理業務の概要	(57) 施設管理業務の概要
(46) 施設管理業務の概要	(58) 施設管理業務の概要
(47) 施設管理業務の概要	(59) 施設管理業務の概要
(48) 施設管理業務の概要	(60) 施設管理業務の概要
(49) 施設管理業務の概要	(61) 施設管理業務の概要
(50) 施設管理業務の概要	(62) 施設管理業務の概要
(51) 施設管理業務の概要	(63) 施設管理業務の概要
(52) 施設管理業務の概要	(64) 施設管理業務の概要
(53) 施設管理業務の概要	(65) 施設管理業務の概要
(54) 施設管理業務の概要	(66) 施設管理業務の概要
(55) 施設管理業務の概要	(67) 施設管理業務の概要
(56) 施設管理業務の概要	(68) 施設管理業務の概要
(57) 施設管理業務の概要	(69) 施設管理業務の概要
(58) 施設管理業務の概要	(70) 施設管理業務の概要
(59) 施設管理業務の概要	(71) 施設管理業務の概要
(60) 施設管理業務の概要	(72) 施設管理業務の概要
(61) 施設管理業務の概要	(73) 施設管理業務の概要
(62) 施設管理業務の概要	(74) 施設管理業務の概要
(63) 施設管理業務の概要	(75) 施設管理業務の概要
(64) 施設管理業務の概要	(76) 施設管理業務の概要
(65) 施設管理業務の概要	(77) 施設管理業務の概要
(66) 施設管理業務の概要	(78) 施設管理業務の概要
(67) 施設管理業務の概要	(79) 施設管理業務の概要
(68) 施設管理業務の概要	(80) 施設管理業務の概要
(69) 施設管理業務の概要	(81) 施設管理業務の概要
(70) 施設管理業務の概要	(82) 施設管理業務の概要
(71) 施設管理業務の概要	(83) 施設管理業務の概要
(72) 施設管理業務の概要	(84) 施設管理業務の概要
(73) 施設管理業務の概要	(85) 施設管理業務の概要
(74) 施設管理業務の概要	(86) 施設管理業務の概要
(75) 施設管理業務の概要	(87) 施設管理業務の概要
(76) 施設管理業務の概要	(88) 施設管理業務の概要
(77) 施設管理業務の概要	(89) 施設管理業務の概要
(78) 施設管理業務の概要	(90) 施設管理業務の概要
(79) 施設管理業務の概要	(91) 施設管理業務の概要
(80) 施設管理業務の概要	(92) 施設管理業務の概要
(81) 施設管理業務の概要	(93) 施設管理業務の概要
(82) 施設管理業務の概要	(94) 施設管理業務の概要
(83) 施設管理業務の概要	(95) 施設管理業務の概要
(84) 施設管理業務の概要	(96) 施設管理業務の概要
(85) 施設管理業務の概要	(97) 施設管理業務の概要
(86) 施設管理業務の概要	(98) 施設管理業務の概要
(87) 施設管理業務の概要	(99) 施設管理業務の概要
(88) 施設管理業務の概要	(100) 施設管理業務の概要

● 国際自然大学校の安全管理体制の整備

- ・国際自然大学校において40年以上にわたり作成・更新されている『安全管理マニュアル』をもとに愛川ふれあいの村における安全管理マニュアルを策定しています。
- ・当該内容は、基礎として本施設に関わるリスク回避について必要な安全管理体制を整備しており、適宜改定をしていきます。

● セーフガーディング

- ・国際自然大学校ではすべての子どもや参加者が、安心して活動に参加できる環境づくりを最優先に考え、関わるすべての人が守る行動規範として「セーフガーディング」を定め、理念と方針を明確にウェブサイト上でも宣言しています。
- ・職員・ボランティアスタッフへの研修や相談体制の整備を通じて、参加者の人権を尊重し、暴力やハラスメントのない健全な活動環境の確保に努めています。



● 全国の事故事例を把握し、安全対策に活用

- ・日本アウトドアネットワーク（JON）と情報を共有し、安全管理を強化します。
- ・全国の事故事例、トラブルの事例について最新の情報が展開されるので、職員間で情報共有し、事故防止に努めます。

日本アウトドアネットワーク 概要

（1）日本アウトドアネットワークとは

日本全国にある65団体の自然学校など、アウトドアを舞台に実践している専門家や指導者、事業者による情報交換ネットワーク団体です。

（2）ネットワーク活用のメリット

65団体が会員に加盟しているため、事故寸前だった事象等をミーティング・研修等で共有することで、本施設の事故防止への施策へ反映します。

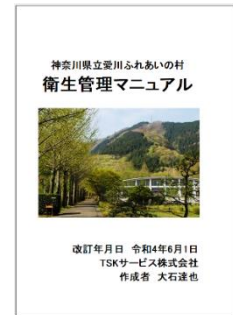
● 「7原則 12手順」導入によって HACCP 方式による衛生管理の実施

- ・食堂運営委託予定会社の TSK サービスでは、重要管理事項として、教育施設食堂運営についても導入している HACCP 方式による衛生管理を行っています。
- ※食堂運営業務の詳細については（P.35～P.37 参照）
- ・以下の「7原則 12手順」を作成、運用することにより、食品の納入から利用者様に供するまでのありとあらゆる危害予測をし、食中毒事故を未然に防ぐ二重三重のセルフチェックを行います。

①HACCP チーム編成	②製品説明書の 作成	③用途及び対象者 の確認	④製造工程図の 作成
⑤製造工程図の 確認	⑥危害要因の設定	⑦重要管理点 (CCPの発見)	⑧管理基準の設定 (CL)
⑨モニタリング 方法の設定	⑩改善措置の設定	⑪検証方法の設定	⑫記録の文書化と 保管方法の設定

● 食堂会社独自作成衛生管理マニュアルの活用

- ・食堂運営委託予定会社が独自に作成している衛生管理マニュアルを本施設仕様に改訂し、HACCP 手法も取り込んだマニュアルを作成、活用致します。



● 作業管理票（開封・加工・解凍）シールの活用

- ・食堂運営委託予定会社が独自に作成している作業管理票（開封・加工・解凍）シールを活用します。
- ・各食材に記されている消費期限のみの管理に頼らず、原材料の外装や半製品、加工品を入れた容器などにシールを貼付し、「これはいつ開封（加工・解凍）して、いつまでに使用しなければ廃棄するのか」を明確にします。
- ・統一されたルールで視覚的に表示することで、食品事故を限りなくゼロに近づけます。



<作業管理表シールを貼った食品>

【シールの記入内容】

- ・品名
- ・作業日
- ・時間
- ・使用期限
- ・記入者
- ・確認者

● 食堂衛生点検の実施

- ・代表企業所管の施設運営部では徹底した衛生管理のため、下記の点検を行っています。
- ・今後の事故防止のため、引き続き万全な体制で衛生管理を徹底します。

No.	項目	内容
1	専門会社による厨房衛生点検	年 4 回厨房の機器、清掃状況等を点検する。 ■点検項目（抜粋） ・汚損箇所の有無 ・異物混入の恐れの有無 ・調理器具等の細菌調査 ・清掃状況検査 ■判定基準（例） ・A…概ね良好 ・B…指摘事項あり ・C…改善指示
2	食堂職員の検便実施	毎月食堂職員全員を対象に検便を実施する。 10 月～4 月はノロウイルス検査も行う。
3	食堂職員による厨房衛生点検の実施と本社による確認	食堂職員にて厨房点検表を毎日記録、代表企業に毎月送付し内容を確認する。
4	管理棟職員による厨房衛生点検	週に 2 回通常の衛生点検 月に 1 度衛生管理定期点検を行う。

【専門会社の衛生点検報告書】

● 万全の食事アレルギー対応

- ・宿泊施設に来て一つの楽しみは食事にあると考えます。本施設の食事アレルギー対応については**利用者と職員、食堂運営会社が連携し「アレルギー個別対応カルテ」に基づき対応**します。食材の除去や代替食の提供により、個別のアレルギー対応を行っています。
- ・利用者に対しては、まず団体責任者から食堂運営委託予定会社に向けて「アレルギー個別対応カルテ」を提出頂き、個別に具体的なアレルギー情報をお知らせ頂きます。
- ・食堂運営委託予定会社は、具体的な対応内容を個別に回答し、団体担当者や保護者に確認を取って頂き内容の確認、署名を頂きます。
- ・利用当日の入村時にアレルギー対応の最終確認を行い、対応食については署名をした方にのみお渡しします。アレルギー対応に万全な安全管理を徹底しています。

【アレルギー対応フロー】

団体は個別対応カルテに要望を記入して食堂へ提出

食堂は代替メニュー等を提示した回答書を団体に送信

団体担当者、保護者は最終確認の署名を行った書類を施設に返送

当日入村時に対応内容を確認し、対応食は署名をした方に確認して渡す。

現場と利用者側の連絡を二重三重に取ることで万が一にも食品事故が起こらない体制とします。

● 動画での食事提供方法の案内

- ・ビュッフェの盛り付け方法は、動画で案内することによって安全かつ衛生的に利用者が食事をできる環境を整えます。
- ・また、アレルギーの対応が必要かどうかの判断材料を動画にて YouTube に公開し、いつでも閲覧できるようにします。
- ・さらにホームページで原材料の情報提供及び具体的な対応内容を記載します。



<動画イメージ>

イ

事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

(事故発生時等における連絡体制、初動対応、避難対応等の方法について具体的に記載してください。)

● 緊急事態の対応方針

- ・緊急発生時における施設利用者への安全確保（事故への対応）を行う上でのポイントは、**被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること**です。
- ・このポイントを全職員・管轄部署が把握し、緊急対応を行います。

● 利用者への注意喚起

- ・「利用の手引き」に記載されている安全対策に基づき、安全確保を図ります。ポイントは、「速やかに管理棟事務所へ報告すること」です。

<利用の手引き P.20 VI 安全対策 より抜粋>

ケガ・病気が発生した場合

- ・救急車を呼ぶ場合、病院へ行く場合、保護者に迎えに来てもらう場合等には、管理棟事務所にご報告ください。
- ・患部を冷やすなどの目的で氷や保冷剤が必要な場合は、管理棟事務所へお申し出ください。

不審者対策について

- ・名札の着用がない人物を見かけた場合、すみやかに管理棟事務所へご連絡ください。

- ・この内容をオリエンテーション（入村式）時に共有し、利用者への注意喚起を行います。オリエンテーションは、事故防止の観点に加え、万が一事故があった際の行動について伝える貴重な場です。そのため、オリエンテーションで必ず上記ポイントを伝えます。



<オリエンテーションの様子>

● 近隣の病院等連絡先の共有

- ・「利用の手引き」にはケガや病気が発生した場合（＝事故発生の場合）の安全対策の他、近隣の病院等、医療機関の連絡先一覧が掲載されています。
- ・緊急時において、施設で処置できることは限られています。救急指定病院を含む近隣の病院と連携し、対応を行うことが安全管理の観点において不可欠だと考えます。そのため、引き続き連絡先を掲載し、緊急時対応を行います。

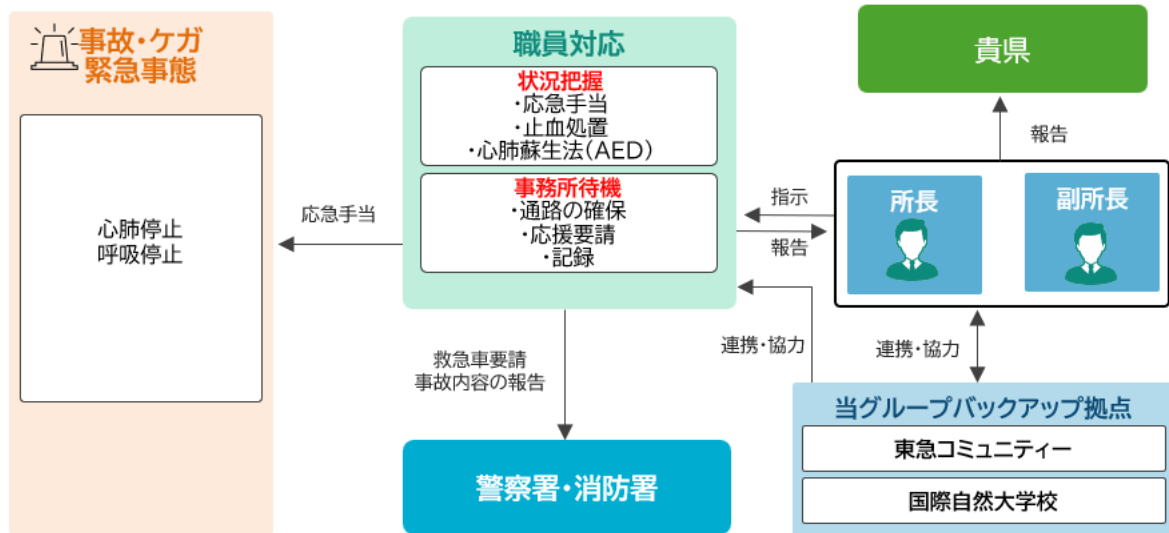
	医療機関名	診療項目	電話番号	住所
近隣	八木クリニック	内・小児・外・呼吸・消化器・他	046-280-1888	愛川町半原2724-1
	愛川北部病院（外来）	内・外・整形・他（外来）	046-284-2323	愛川町角田281-1
救急指定病院	厚木市立病院	総合（救急）	046-221-1570	厚木市水引1-16-36
	厚木市休日夜間急患診療所 （厚木市メジカルセンター）	夜間・休日の内科・小児科 （月～金 19:00～21:30、土 18:00～21:30、日・祝 9:00～11:30・14:00～16:30・18:00～21:30）	046-297-5199	厚木市水引1-16-45
	愛川北部病院（救急）	内・外・整形・他（救急）	046-284-2121	愛川町角田281-1
	東名厚木病院	内・外・整形・他（救急）	046-229-1771	厚木市船子232
	湘南厚木病院	内・小児・外・婦人・他（救急）	046-223-3636	厚木市温水118-1
	亀田森の里病院	内・外・整形・他（救急）	046-247-2121	厚木市森の里3-1-1
	仁厚会病院	内・外・婦人・他（救急）	046-221-3330	厚木市中町3-8-11
	近藤病院	内・外・形成・他（救急）	046-221-2375	厚木市東町3-3

ウ 急病人等が生じた場合の対応

(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等について、具体的に記載してください。)

● 初動対応と連絡体制

・災害など突発的な危機が生じた際に、救急隊の手に委ねるまでの間の安全を確保するための体制を構築します。



● 初動対応と連絡体制

- ・普通救命講習ではカバーできない、小児・乳児までをカバーする**メディクイック・ファーストエイド・チャイルドケアプラス (MFA)** 講習を職員が引き続き受講します。
- ・メディクイック・ファーストエイド・チャイルドケアプラスは、学校施設、保育者、スポーツコーチなどの子どもの健康上の緊急時に対応しなくてはならない指導者向けに構築された実践的な講習プログラムであるため、本施設で行われる野外活動等の指導において有益な講習と考えます。
- ・国際自然大学校はメディクイックファーストエイド・チャイルドケアプラス認定講師があり、野外活動における応急手当のノウハウも講習時に知ることができます。

▶ M F Aとは

国連世界安全機構をはじめ公的機関や団体からも承認・推奨されている応急手当トレーニングプログラムです。実技に重点をおき、実技練習等により習得効果を向上させます。

講習終了後は国際終了認定カードが発行されます。

